

令和7年8月

様

神戸市環境局事業系廃棄物対策課

不法投棄・野外焼却などの防止に向けた 通報の協力について（ご依頼）

平素から神戸市政にご理解とご協力いただき、誠にありがとうございます。

神戸市では、不法投棄や野外焼却、また不適正な土砂埋立てなどを防止するため、これまでは会長様をはじめとした役員の方々に「神戸市民間不法投棄監視員」としてご協力いただいておりますが、令和6年度以降、地域全体で不法投棄などを見かけた際の通報にご協力いただく「通報協力団体」として、広くお住まいの地域の見守りを行っていただくためのご協力をお願いしています。

つきましては、ご多忙の折恐縮に存じますが、貴団体内で（回覧）していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

1. 送付物

「通報協力のお願い」チラシ _____部

2. その他

- ① 送付物は神戸市ホームページにも掲載しています。

神戸市 回覧情報 

- ② 本通知は、地域協働局地域活性課に登録されている情報（令和7年7月 日時点）に基づき送付しています。通知作成前後に代表者変更等がありましたら、お手数ですが新しい代表者の方へお渡しいただきますよう、お願いします。

また、送付先等の変更をご希望される場合は、市ホームページから手続きをお願いします。

神戸市 自治会代表者変更 

【問い合わせ先】

〒651-0086

神戸市中央区磯上通7丁目1-5

三宮プラザ EAST 2階

神戸市環境局事業系廃棄物対策課

TEL：078-595-6187 FAX：078-595-6250

E mail：fuhoutouki@city.kobe.lg.jp

地域にお住いの皆様へ～神戸市からのお願い～

不法投棄・野外焼却などの 防止に向けた通報にご協力 をお願いします。

神戸市環境局では不法投棄や野外焼却などの防止のため、

- 通報窓口として専用のコールセンターを設置
- 西区・北区では不法投棄防止協働サテライトを設置し巡回パトロールを実施

などの取り組みを行っています。

しかしながら、不法投棄や野外焼却、また不適正な土砂埋立てなどを防止するためには、こうした行為を見逃さない地域の皆様の監視の目がなにより重要となります。地域全体で不法投棄などを見かけた際の通報にご協力いただき通報協力団体として、広くお住まいの地域を見守っていただきますよう、よろしく願いいたします。

【不法投棄・野外焼却につながる不審な事例】

- 道路に車両を停めて、道路脇の斜面や空き地にごみを捨てていた。

裏面へ続く



- トラック等の車両を停めて、クリーンステーションにごみを出している。
- 田畑などではない場所（住宅地、資材置場など）で、煙があがっている。
- 建設現場でもないのに、重機を使って不自然な穴を掘っている。

【通報方法】

お住まいの地域で、廃棄物の不法投棄、野外焼却、不適正な土砂埋立てなどを見かけた場合には、下記のコールセンターまで電話により通報してください。

問い合わせ クリーン 110 番

（平日（開庁日）8:45～17:30）

電話 | 078-771-7499

下記のホームページからも通報・相談いただけます

不法投棄などの通報先

<https://www.city.kobe.lg.jp/a84526/business/kankyotaisaku/dumping/bug03.html>

